

第43回宍粟市議会定例会会議録（第6号）

---

招集年月日 平成23年9月26日（月曜日）

---

招集の場所 宍粟市役所議場

---

開 議 9月26日 午前9時30分宣告（第6日）

---

議事日程

- |       |         |                                     |
|-------|---------|-------------------------------------|
| 日程第 1 | 発議第 1号  | 宍粟市スポーツ施設条例の一部を改正する条例について           |
| 日程第 2 | 第 38号議案 | 河東小学校校舎改築工事請負契約の変更について              |
| 日程第 3 | 第 39号議案 | 平成22年度宍粟市一般会計歳入歳出決算の認定について          |
|       | 第 40号議案 | 平成22年度宍粟市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について  |
|       | 第 41号議案 | 平成22年度宍粟市国民健康保険診療所特別会計歳入歳出決算の認定について |
|       | 第 42号議案 | 平成22年度宍粟市鷹巣診療所特別会計歳入歳出決算の認定について     |
|       | 第 43号議案 | 平成22年度宍粟市老人保健事業特別会計歳入歳出決算の認定について    |
|       | 第 44号議案 | 平成22年度宍粟市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
|       | 第 45号議案 | 平成22年度宍粟市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について    |
|       | 第 46号議案 | 平成22年度宍粟市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について    |
|       | 第 47号議案 | 平成22年度宍粟市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について     |
|       | 第 48号議案 | 平成22年度宍粟市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について  |

- 第 49号議案 平成22年度宍粟市水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 50号議案 平成22年度宍粟市病院事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 51号議案 平成22年度宍粟市農業共済事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 4 所管事務等調査について

---

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 発議第 1号 宍粟市スポーツ施設条例の一部を改正する条例について
- 日程第 2 第 38号議案 河東小学校校舎改築工事請負契約の変更について
- 日程第 3 第 39号議案 平成22年度宍粟市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 第 40号議案 平成22年度宍粟市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 41号議案 平成22年度宍粟市国民健康保険診療所特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 42号議案 平成22年度宍粟市鷹巣診療所特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 43号議案 平成22年度宍粟市老人保健事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 44号議案 平成22年度宍粟市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 45号議案 平成22年度宍粟市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 46号議案 平成22年度宍粟市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 47号議案 平成22年度宍粟市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 48号議案 平成22年度宍粟市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について

第 49号議案 平成22年度宍粟市水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

第 50号議案 平成22年度宍粟市病院事業特別会計歳入歳出決算の認定について

第 51号議案 平成22年度宍粟市農業共済事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 4 所管事務等調査について

応 招 議 員 ( 2 0 名 )

出 席 議 員 ( 2 0 名 )

1 番 岸 本 義 明 議員	2 番 寄 川 靖 宏 議員
3 番 木 藤 幹 雄 議員	4 番 秋 田 裕 三 議員
5 番 東 豊 俊 議員	6 番 福 嶋 齊 議員
7 番 伊 藤 一 郎 議員	8 番 岩 路 昭 美 議員
9 番 藤 原 正 憲 議員	1 0 番 大 倉 澄 子 議員
1 1 番 實 友 勉 議員	1 2 番 高 山 政 信 議員
1 3 番 山 下 由 美 議員	1 4 番 岡 前 治 生 議員
1 5 番 山 根 昇 議員	1 6 番 小 林 健 志 議員
1 7 番 大 上 正 司 議員	1 8 番 西 本 諭 議員
1 9 番 岡 崎 久 和 議員	2 0 番 岡 田 初 雄 議員

欠 席 議 員 な し

職務のために議場に出席した者の職氏名

事 務 局 長 畑 中 正 之 君	書 記 榎 谷 米 男 君
書 記 原 田 涉 君	書 記 松 原 よしみ 君

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市 長 田 路 勝 君	副 市 長 岩 崎 良 樹 君
教 育 長 小 倉 庸 永 君	会 計 管 理 者 釜 田 道 夫 君
一宮市民局長 西 山 大 作 君	波賀市民局長 上 田 学 君
千種市民局長 秋 武 賢 是 君	まちづくり推進部長 伊 藤 次 郎 君

総務部長 清水 弘和 君  
健康福祉部長 杉尾 克 君  
農業委員会事務局長 藤原 卓郎 君  
水道部長 米山 芳博 君  
総合病院事務部長 広本 栄三 君

市民生活部長 岸本 年生 君  
産業部長 平野 安雄 君  
土木部長 神名 博信 君  
教育委員会教育部長 福元 晶三 君  
消防本部消防長 幸島 幸博 君

(午前 9時30分 開議)

○議長（岡田初雄君） 皆さん、おはようございます。

きょうは最終日でございます。よろしくお願い申し上げます。

これから、本日の会議を開きます。

それでは、会議に入ります。

日程に先立ち、諸般の報告をします。

報告1、市長から地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、平成22年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告が提出されておりますので、御高覧を願います。

報告2、本日、市長から議案13件が提出されております。

これにて、報告を終わります。

それでは、直ちに日程に入ります。

日程第1 発議第1号

○議長（岡田初雄君） 日程第1、発議第1号、宍粟市スポーツ施設条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

当議案は、去る6月20日の本会議で総務文教常任委員会に審査を付託し、6月24日の本会議で継続審査となったものであります。

総務文教常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

総務文教常任委員長、4番、秋田裕三議員。

○総務文教常任委員長（秋田裕三君） 発議第1号、宍粟市スポーツ施設条例の一部を改正する条例について。

平成23年6月20日に議員発議により提案があり、総務文教常任委員会に審査付託のありました発議第1号、宍粟市スポーツ施設条例の一部を改正する条例について、6月24日の第41回定例会最終日において、なお、よく審査するため閉会中の継続審査となっておりましたが、平成23年7月15日第7回総務文教常任委員会以降6回の委員会を開催し、審査を行いましたので、会議規則第104条の規定により御報告申し上げます。

岡前議員提案の改正案は、体育館の競技場において山崎スポーツセンターと波賀B&G海洋センターについては半面を、スポニックパーク一宮については1コートそれぞれ5人未満の少人数で使用する場合、1時間につき人数に関係なく500円になっているところを高校生以上1人100円、中学生以下1人50円に改正する提案であります。委員会としては、所管の教育委員会担当者に出席を願い、資料に基づ

いて利用状況等について調査をしました。

その中では、体育館は団体利用を想定した料金設定になっており、一部あいている時間帯などで個人で卓球等をされている状況もあり、市民のメリットといたしましては、青少年の場合、登録団体となると無料になっております。また、デメリットとしては、少人数で押しえられると団体利用ができなくなります。

この提案を採用した場合に起きる財源の影響について、利用実績からもほとんど変わらない状況であり、もしするなら小中学生は無料、社会人は有料とかの考えもあるのではないかなどの意見も出ております。

なお、人数料金制はプールやジムなどの1人使用による料金システムであって、体育館については団体利用料金が設定されていること、また一方で、小中高生の活性化や高齢者の健康づくりの面からも利用しやすい施設にするべきではないか、やるならきっちりと教育委員会で考えるべきでないか、また、平成24年度予算編成までに慎重審議するべきであるなど多くの議論がありました。

この状況から、9月16日の第12回総務文教常任委員会において、賛成多数で継続審査とすべきものと決しましたので、なお、よく調査するため、会議規則第105条の規定により、閉会中の継続審査の申し出をいたします。

以上であります。

○議長（岡田初雄君） 総務文教常任委員長の報告は終わりました。

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありますか。

14番、岡前治生議員。

○14番（岡前治生君） 14番です。

私が提案しておりますけども、これで2回目の継続審議というふうなことになるかと思えます。それで、私も波賀町の状況しか利用者の声というのはようつかんでないわけでありましてけれども、そういう点で、この前こういうふうな議員提案をしましたというふうなことで議会報告を行っております。それを見た方から、大変私たちにとってはありがたいことだというふうな声をいただいております。その方はバドミントンなどで利用されている方であったんですけども、そういうことで委員会としてもいろんな前向きな意見が出ているということは大変ありがたいことだと思います。そういう点で、そういうバドミントンやとか卓球やとか、そういう個人的に利用されている方の声をぜひ聞いていただいて、今の利用料金というのが本当に負担になっていないのかどうかということもぜひ利用者の声を委員会としても

把握していただいて、ぜひ判断していただきたいなと思います。

それと、今、委員長、言われておりましたけれども、少人数で予約をすれば団体利用が制限されるというふうなことをおっしゃられたわけでありましてけれども、ほかの自治体のそういう利用規則などを見ますと、あらかじめ団体利用の予約を優先するというふうなことをとっておられます。そのあいてるときに限って団体、そういう少人数の利用を認めるとか、そういうふうなことでやっておる自治体もありますので、そういうふうなところもよく研究をしていただいて、1日も早く団体スポーツをする方と、こういう個人で、少人数で取り組まれるスポーツをする方との、そういう負担の格差が広がらない、継続しないような、そういうふうな調査をしっかり進めていただいて、結論を出していただきたいと思うわけですが、その点、いかがでしょうか。

○議長（岡田初雄君） 総務文教常任委員長、4番、秋田裕三議員。

○総務文教常任委員長（秋田裕三君） ただいま、その団体のあいてるところに入るとか、そういう提案もございまして、その線での協議も当然しております。それで、波賀では今、岡前議員の御発言ではいい提案だというふうなニュアンスの説明でありましたけれども、現実問題といたしましては、第2回目でしたが、7月の去る7月15日に委員会をしたときには、教育委員会の担当のほうからの資料を提出願って実協議に近い話をしました。

そこで見えてきた話を少し御説明させていただくと、大体は山崎スポーツセンター、それから波賀B & G、千種B & Gについては、まず財政的に93%程度の赤字であります。それからスポニック一宮については約51%の赤字です。4カ所、4町それぞれの全平均でいきまして、大体赤字がめちゃくちゃありまして、大体34%ぐらいしか収入がないということ、要は66%及び7割近くが赤字の状況でありまして、一番ましであると思われるのがスポニックでありました。あとは全部九十二、三%の赤字幅であります。そうした中で、団体優先するか、個人の申し込みを優先するかという議論の前に、財政的に維持費がそういった料金で賄えるかどうか言うたら、結論から言いますと賄えていないと。そういう状況で、なお、半額その他をしたところで、それはもうますます財政的に赤字が拡大していくという実態が見えてきました。それが一つの問題点であります。そういったことを含めまして、料金をどのように設定していくかというところの実務的な現実の資料に基づいて、今、調査、その他をしております。

なおかつ、本日継続審査に依頼いたします理由の一つは、先般16日に請願第2号

がございまして、大方、夕刻の6時50分前後に請願第2号の審査が終わったと。こういう経過がございまして、従来であれば、その日にこのスポーツ条例も審査する予定を当初は組んでおったんですけれども、夜に及びましたので、疲れもありまして、閉会中の審査に継続しようと、こういうことに相成りまして、賛成多数で継続審査となっております。そういったことで、先ほどお聞きしたことはさらに続けて研究いたします。

以上です。

○議長（岡田初雄君） ほかにありませんか。

14番、岡前治生議員。

○14番（岡前治生君） 今、委員長の答弁の中で、体育館やとかそういう社会体育施設が収入と経費との関係で赤字だというふうにおっしゃられたんですけれども、私はその社会体育施設なり教育施設、社会教育施設もそうでありますけれども、もともとそういう採算というふうな観点から利用料金の設定というのはされてはいないと思いますし、またされるべきではないと思います。それにその利用料金で管理費を賄おうとすれば莫大な高い料金設定になって、その施設が市民のためにあるのかどうかということが問われる事態に陥るわけで、当然いかに利用しやすい料金設定にして、幅広くスポーツに親しんでもらって健康維持を図ってもらうか、そういうふうなことであるとか、生きがいつくりというふうなことにもつながっていくわけがありますから、そういう赤字が九十何%であるというふうな観点からの議論をしていただければ、私はその社会体育施設をいかに利用者を伸ばしていくか、利用しやすい環境を整えていくかという議論には相反するものになっていくんではないかと思うんですけれども、そういうふうな観点からの議論はやめていただけたらと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（岡田初雄君） 総務文教常任委員長、4番、秋田裕三議員。

○総務文教常任委員長（秋田裕三君） 先ほど、その演壇の前で説明した、冒頭の説明をもう一度思い出していただきたいと思います。

私は今、7月15日に出た意見の一部を申し上げた、それはごく一部の意見であります。議員御指摘のとおりでありまして、その中で、もう一度冒頭の説明の部分のちょっと言いますと、1人使用による料金システムとなっても体育館についての団体利用料金は設定されてる。また一方で、小中高生の活性化や高齢化の健康づくりの面からも利用しやすい施設にするべきではないかという意見、あるいはやるならきっちりと教育委員会が考えるべきではないかという意見、また、平成24年度予算

に編成が関係いたしますので、さらに慎重審査すべきという意見が大半でありまして、7月のこともその一部であります。ただそれだけのことでありまして、よく考慮しておりますけれど。

以上。

○議長（岡田初雄君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

本議案に対する委員長報告は継続審査であります。

お諮りします。

発議第1号については、委員長からの申し出のとおり継続審査することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 御異議なしと認めます。

暫時休憩します。

午前 9時46分休憩

---

午前 9時46分再開

○議長（岡田初雄君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

発議第1号は委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

日程第2 第38号議案

○議長（岡田初雄君） 日程第2、第38号議案、河東小学校校舎改築工事請負契約の変更についてを議題といたします。

第38号議案は、9月20日の本会議で、総務文教常任委員会に審査を付託していたものであります。

総務文教常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

総務文教常任委員長、4番、秋田裕三議員。

○総務文教常任委員長（秋田裕三君） 第38号議案、河東小学校校舎改築工事請負契約の変更について。

去る平成23年9月20日に上程があり、審査付託のありました第38号議案、河東小学校校舎改築工事請負契約の変更について、平成23年9月20日に第13回総務文教常任委員会を招集し、審査を行ったので、会議規則第104条の規定により報告いたします。

関係職員の出席を求め、慎重に審査を行いました結果、第38号議案については、平成23年7月の第36回宍粟市議会臨時会において議決し、現在、工事を行っているものでありますが、理科などの教科において少人数単位で分割した指導が必要となることから、既設の北校舎の図書室を少人数学級用の教室として改修する工事の追加であります。

また、屋外附帯行為について、当初、老朽化したフジ柵を撤去する予定としていましたが、フジの花を生かした新たなフジ柵を設置することが児童にとって心豊かな生徒を生む学習環境に必要と判断し、これらの改修工事を追加・変更しようとするものであります。

この変更に伴う工事費について918万150円増額し、変更後の契約金額を3億843万150円としようとするものであります。

慎重審査をした結果、全会一致で原案を可決すべきものと決しましたので、御報告申し上げます。

以上です。

○議長（岡田初雄君） 総務文教常任委員長の報告は終わりました。

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

本議案に対する委員長報告は可決であります。

お諮りします。

第38号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(岡田初雄君) 御異議なしと認めます。

第38号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第3 第39号議案～第51号議案

○議長(岡田初雄君) 日程第3、第39号議案、平成22年度宍粟市一般会計歳入歳出決算の認定についてから、第51号議案、平成22年度宍粟市農業共済事業特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの13議案を一括議題といたします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

市長、田路 勝君。

○市長(田路 勝君) おはようございます。引き続き、大変御苦労さまです。

それでは、第39号議案から第51号議案までの平成22年度宍粟市歳入歳出決算の認定13議案につきまして、一括して提案理由の説明を申し上げます。

平成22年度は新市としての前期基本計画の締めくくりの年であるとともに、平成21年度に発災しました豪雨災害に係る復旧作業も本格化し、市にとって大きな意味を持つ年でもあります。そして、市の将来像であります「人と自然が輝き みんなで創る 夢のまち」の実現に向けて、創造と挑戦の年と位置づけ、新たな取り組みや市民によるまちづくりの実現のための市政運営を進めてまいりました。

こうした中、国におきましては低迷する景気対策として地域活性化・きめ細かな交付金、地域活性化・住民生活に光を注ぐ交付金を盛り込んだ補正予算が編成され、市もこれら交付金事業を活用し、地域の中小企業への受注機会の増大を初めとする関連施策に取り組みました。

一方で、地方分権社会への対応という行政改革大綱の理念のもと、経常経費のより一層の削減のほか、将来の公債費負担の軽減のため約4億7,000万円の起債について任意の繰上償還を実施をいたしました。

その結果、一般会計におきましては、歳入決算額270億5,849万9,732円に対しまして歳出決算額260億1,534万7,015円で、歳入歳出差し引き額は10億4,315万2,717円となり、翌年度へ繰り越すべき財源2億2,372万6,000円を除いた実質収支で8億1,942万6,717円の黒字決算となりました。

歳入決算の主なものとしましては、まず市税で、滞納繰越分を含めた市税収入の総額は前年度と比較して1億7,106万6,000円、3.5%の減となり、収納率につきましても前年度より0.9%悪化、88.9%となりました。

地方交付税につきましては、基準財政需要額において合併特例債の償還額算入分の増や子ども手当の創設などによる増となる一方で、基準財政収入額は個人住民税や固定資産税の減少により1億8,298万5,000円の減となり、結果として普通交付税の交付額は88億1,722万4,000円で、前年度と比較しまして4億3,467万3,000円、5.2%の増ということになりました。

また、特別交付税につきましては、前年度の大幅な増加要因でありました平成21年の台風9号災害による特殊要因の減によりまして6.8%の減となりましたが、臨時財政対策債については税収減などの影響で地方の財源に不足額が増加したこと、また国の地方交付税財源が大幅に不足したことなどを受け、44.1%の大幅増になっております。このことにより、地方交付税と臨時財政対策債を合わせた総額では、前年度との比較で7億6,123万8,000円、7.3%の増となっております。

また、国県支出金におきましては、繰越事業を含め国の経済対策による各種交付金の増や災害復旧事業に係る負担金・補助金の増により、それぞれ大幅に増加をいたしました。

市債につきましては、地域振興基金の造成や臨時財政対策債の増加があるものの、地域情報化事業や火葬場建設事業などの大型事業の完了による減少が大きく、前年度と比較しますと発行額は2億546万1,000円減少いたしまして、38億7,401万2,000円となっております。

続いて、歳出決算の状況といたしましては、翌年度への繰越明許費を除いた実質の予算額285億7,263万2,000円に対し、支出済額は260億1,534万7,000円で執行割合は91.0%となり、平成21年度歳出決算額と比較をいたしますと3.2%の増となっております。

これは地域情報化事業や火葬場整備事業などの大型事業の完了により減少した一方で、前年度からの繰越事業費も多かった災害復旧費や小中学校の耐震化事業、さらには子ども手当の創設による増加や任意の繰上償還の実施などによる公債費の増加が主な原因であります。

平成22年度における主な施策といたしましては、保健・福祉相談窓口を集約し、市民の利便性向上を図るため、旧兵庫県山崎庁舎を購入し、改修・整備を行いました。

また、市民と行政の協働のまちづくりの基本となる自治基本条例を制定したほか、パブリックコメントなどの活用によるまちづくりへの市民参画の推進、地域活性化や自立を促進するための地域活性化等資金融資制度の創設、まちづくり支援事業の展開など、地域力の向上に取り組んだところであります。

次に、重点施策としております少子化対策につきましては、国の子ども手当の拡充、子ども医療費助成の拡充、さらに安心子ども基金を活用した子育て支援センター等の充実を図りました。高齢者・障害者福祉では、救急医療情報キットの配布、障害児タイムケア事業、外出支援サービス事業など、それぞれ利用者の状況、ニーズに応じたサービスの提供を行いました。

環境保全の分野では、森のゼロエミッションを核として、市民・事業者・行政が一体となって循環型社会への転換を進めるため、学校へ新たにペレットストーブを導入したほか、太陽光発電設備の設置に対しての助成制度を設けるなど、環境負荷の低減に向けた取り組みを行いました。

道路、住環境の分野では、日常生活を支え、また緊急時における安全・安心の確保の観点から合併特例債等を活用して市道整備事業を計画的に推進するとともに、国県に対する所管の道路整備の早期実現を積極的に要請しております。

また、市営住宅につきましては、住宅マスタープランに基づき老朽化が著しい木谷、土井久団地の建てかえを行いました。

農林業の振興におきましては、耕作放棄田対策として現地調査による状況把握を行い、林業再生の重点事業として取り組んでいる県産木材供給センターにつきましては、用地整備が完了し、センター稼働の運びとなったことについては御承知のとおりであります。

また、商工・観光では失業者対策として緊急雇用対策事業や、国の経済対策事業を活用した観光施設等の改修などの地域資源を活用した観光振興事業を推進いたしました。

次に、教育においては、宍粟市の義務教育長期構想しそこの子ども生き生きプランに沿って、将来の宍粟を担う子どもたちがみずから学び、みずから考え、人間としての総合力を育成する教育を推進いたしました。この取り組みの中で、少子化に伴う教育環境整備としての学校規模適正化につきましては、各地域の関係者と懇談・協議を進め、千種町域において小学校の統合計画がまとまりました。

また、学校施設におきましては、一宮北・南中学校や河東小学校、下三方小学校、戸原小学校などでの学校施設の耐震化を図り、安全・安心な学校づくりを進めました。

た。さらに、社会教育面では、文化会館においてエレベーターを設置したほか、各図書館をネットワーク化し、利用者の利便性の向上を図りました。

以上が、一般会計の決算概要であります。

続きまして、特別会計の決算の概要でございますが、最初に、国民健康保険事業特別会計におきましては、安定した医療給付を行うための保険制度として、被保険者からの国民健康保険税や国県支出金、さらに合併後初めてとなる赤字に対する一般会計からの繰入金などを主な財源として医療費給付、高額療養費、出産一時金及び葬祭費などの給付を行った結果、歳入決算額44億3,809万7,072円に対しまして、歳出決算額42億8,725万6,903円となっております。

次に、国民健康保険診療所特別会計におきましては、地域医療の核として波賀診療所では年間1万2,341人、千種診療所では年間1万4,056人の診療を行っております。特に平成22年度は、波賀診療所において新たに改築した診療施設での診療をスタートさせたほか、千種診療所では引き続き臨床研修医の受け入れなど、将来の医師確保に向けた取り組みなども行っており、結果として歳入決算額3億6,464万4,793円に対し、歳出決算額3億6,343万4,733円となっております。

次に、鷹巣診療所特別会計におきましては、鷹巣地区市民を対象に2週間に一度の診療を県からの僻地診療所運営補助金の交付を受けて行っているものであります。

特に、高齢者に配慮した身近な医療機関としての使命を果たしており、結果として歳入決算額1,076万9,237円に対し、歳出決算額1,070万5,056円となっております。

次に、老人保健事業会計におきましては、老人保健法に基づき、後期高齢者医療制度移行後の医療費の精算給付等を行った結果、歳入歳出ともに決算額は390万4,377円となっております。

なお、老人保健事業会計につきましては、平成22年度をもって会計を廃止をいたしました。

次に、後期高齢者医療事業特別会計におきましては、高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、後期高齢者の保険料の徴収業務などを主としており、歳入決算額が4億4,068万9,485円に対し、歳出決算額4億3,310万7,451円となっております。

次に、介護保険事業特別会計におきましては、介護給付事業や介護予防事業などを実施しており、地域密着型介護の在宅サービスや施設サービス、また要介護にならないための介護予防事業を実施し、それぞれの事業での給付を行った結果、歳入決算額36億712万4,263円に対し、歳出決算額は36億88万1,702円となっております。

次に、簡易水道事業特別会計におきましては、波賀町簡易水道拡張事業の推進を

初め、災害復旧事業や市内16カ所の簡易水道施設整備等の適正管理に努めた結果、歳入決算額13億6,394万9,463円に対し、歳出決算額は13億6,276万4,572円で歳入歳出決算額は118万4,891円となり、翌年度へ繰り越すべき財源、8万5,000円を除く実質収支は109万9,891円となっております。

次に、下水道事業特別会計におきましては、本年度は公共水域の水質保全を目的として、市内10カ所の処理区域において施設の適正な維持管理に努めました結果、歳入決算額17億180万6,617円に対し、歳出決算額16億9,923万9,868円で、歳入歳出差引額は256万6,749円となっております。

次に、農業集落排水事業特別会計では、農業集落排水施設につきましても、料金収入を財源とする施設でありますので、より経済的で安定した施設運営を目指して推進をいたしました。その結果、歳入決算額は7億969万3,216円に対し、歳出決算額は7億825万7,307円で、歳入歳出差引額は143万5,909円となっております。

次に、水道事業特別会計決算についてであります。統合整備計画に基づく事業が完了し、普及率も99.5%と高い率を示しており、独立採算を基本とした健全化計画のもと、老朽施設の更新事業及び維持管理に重点を置いた事業運営を図っております。

決算の概要につきましては、事務効率化、施設運転管理委託などを継続し実施した結果、収益的収支としましては、当年度の純利益が7,541万1,710円となっており、経営上は健全な運営であると認識をいたしております。

また、資本的収支につきましては、上寺浄水場の第1期改良工事のほか、老朽配水管等更新整備計画に基づき高所地区及び中地区において老朽管、老朽水管橋の更新工事を実施し、支出決算額は企業債償還金を含めて4億6,617万9,232円となっており、収支としては、3億4,101万1,164円の不足となっております。

この不足に対します額は、減債積立金、当年度消費税資本的収支調整額、損益勘定留保資金で補てんをいたしております。

今後の運営につきましては、引き続き水道施設の万全な管理指導のもと、安全で良質な水道水の安定供給と企業としての安定経営の確立を目指した取り組みを展開していきたいと考えております。

次に、病院事業特別会計についてでございますが、全国的な医師不足を初めとする多くの地域医療を取り巻く課題が山積する中ではあります。市民の健康維持・増進を図り、医療水準の向上、患者中心の医療体制を確保し、地域の方々が一層親しみやすい開かれた病院を目指し、事業を展開しているところであります。

事業の概要につきましては、まず、病院の利用状況は入院患者数5万4,466人、外来患者数10万7,741人を受け入れており、ともに前年度を上回る患者数となりました。

また、医師の確保の面では外科医師の減があったものの内科医師、小児科医師が増となりました。

次に、収益的収支につきましては、事業収益では患者数の増加により前年度を11.4%上回る増収となりました。医業費用では経費節減を進めているものの4.7%の増となり、結果としては当該年度純損失は1億2,782万161円となりました。昨年度からは大きく改善をしているところでもあります。

また、資本的収支におきましては、計画的な医療機器整備などに要する建設改良費及び企業債償還金を支出いたしました。1億4,528万2,624円の不足額を生じており、これら不足額は損益勘定留保資金で補てんいたしております。

今後は、引き続き医師不足を初めとする諸問題に取り組みながら、地域の中核病院として市民の皆さんに安全で安心していただける良質な医療を提供するため、医師確保に努めるとともに、平成20年度に策定をいたしました公立宍粟総合病院改革プランを確実に実行し、健全な病院運営に取り組んでいく所存であります。

最後に、農業共済事業特別会計についてでございますが、引き続き、共済利用者基礎組織への定着を一層深め、農業共済事業の浸透のため基盤強化に取り組み、共済引き受けの維持拡大と損害防止の活動を推進いたします。

共済勘定につきましては、台風9号災害により平成21年度大きく増加した農作物共済勘定が平成22年度は減となりました。この結果、農作物共済・畑作物共済・家畜共済・園芸施設共済の四つの共済勘定並びに業務勘定の決算総額は総収益8,010万6,121円、総費用7,948万7,711円で、当年度の純利益は61万8,410円となっております。

以上、一般会計及び特別会計合わせて13会計の決算の概要を御説明申し上げましたが、この歳入歳出決算の認定につきましては、地方自治法第233条及び地方公営企業法第30条の規定に基づき、監査委員の意見書及び主要な施策の成果説明書等関係書類を添えて、議会の認定に付すものであります。

この決算の結果、平成22年度末の一般会計及び特別会計の基金残高は63億3,984万9,000円で、平成21年度末と比較をいたしまして、7億5,490万4,981円の増となっております。

また、市の地方債残高は一般会計と特別会計を合わせますと739億8,716万3,000

円で、前年度末と比較いたしまして、8億2,269万9,000円の減となっております。

なお、詳細な決算内容につきましては、決算書及び監査委員の決算審査意見書等を御高覧をいただき、決算の認定を承りますよう、よろしくお願いをいたします。

○議長（岡田初雄君） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

通告に基づき、発言を許可します。

14番、岡前治生議員。

○14番（岡前治生君） 14番です。

2点にわたりましてお聞きしたいと思います。

まず、しろう光ネット移動通信施設運営費ということで、成果説明書の39ページからありますけれども、この地域情報通信基盤事業には約30億円の公費が投じられていると思います。それで、39ページの成果説明書に書いてあるわけでありましてけれども、この事業により携帯電話不感地区の解消というふうにあるわけでありましてけれども、携帯会社によってはまだ入りにくい地域が残されていると思います。ドコモ、AU、ソフトバンクの3社の携帯電話がどれも使用可能となることが不感地域の解消だというふうに私は考えるわけでありましてけれども、それぞれの会社ごとの不感地域というのは把握されておるのか、そしてその解消を図る手だてというふうなものは考えておられるのか、まずお聞かせ願いたいと思います。

それとあわせて、しーたん通信でありますとか、姫路WINKサービス、またインターネットの加入状況等があるわけでありましてけれども、これらについて、かねてから要求しておりますけれども、自治会別の資料をぜひ提出をしていただきたい。この加入が進まないという理由の大きな一つに集合住宅のことが挙げられておりますけれども、山崎町の中心部とか城下地区で50%台とか60%台の加入率というのが、本当に集合住宅のためだけなのかどうか、このあたりが大変疑問に思うところでもありますので、ぜひ自治会別の資料をつくっていただいて、決算特別委員会に出していただきたいなというふうに思います。

それと、この事業が始まる時に、私も担当の常任委員会におりましたけれども、今回この成果説明書を見まして、テレビの加入率が当初計画で62%、それでインターネットに至っては加入率が50%というふうに設定してあったというふうに書いてあります。このような数字は、計画段階で常任委員会に示されたのかどうか、私は記憶にないような気がするんですけども、そういうふうな資料が示されておるのであれば、改めてそういう資料を提出していただきたいなと思います。それも決算特

別委員会で結構です。

それと、この間ずっと議論してきたわけでありましてけれども、結果的な状況を見てみますと、先ほども言いましたように、加入率がなかなか山崎の中心部は伸びていないというふうなことであります。それで、もし一たん通信だけをするということであれば、ほんとに光ケーブルが必要だったのかどうか、このことを改めて疑問に思うわけでありましてけれども、なぜ光ケーブルが必要であったのかということについて、いま一度説明をいただけたらなというふうに思います。

それと日本共産党議員団は、この山崎中心部のそういう情報通信、情報提供についてはコミュニティーFM放送というふうなことも提案してまいりました。これは今、東日本大震災なんかでもコミュニティーFMが情報発信基地として大変役に立っている、そういう状況も見ていただいたらよくわかっていただけると思うんですけれども、これは光ケーブルとは違って、断線をしても情報を受信機があれば流し続けることができるというふうなことでありますから、そういうふうな提案もさせていただけたけれども、結果的には採用されなかったというふうなことになります。

もし、今の加入率が伸びなかったとすれば、先ほども言いましたように、30億円もの公費を投じたということに対しての過剰投資というふうな反省をしなければならぬと思いますけれども、その点、どういうふうな判断をされておられるのか、お聞きいたします。

それでもし過剰投資というふうな判断になるとすれば、この事業の計画段階からの問題も含めて、しっかりと責任をとらないけないと思うわけでありましてけれども、そのあたり、どういうふうにご考慮されるのか、お聞きしたいと思います。

次、2点目でありましてけれども、し尿代金について、今回賠償金と任意の補てん金が収入されております。し尿券代の横領代金というのは新聞報道では350万2,400円というふうにご記載があったと思うんですけれども、賠償金については446万4,626円収入されていることになっております。これについては、その間の利息等を考慮してこのような金額が出てきたのかなと思うんですけれども、このような金額になった算出根拠がわかりましたら、これも決算特別委員会で結構ですので、資料としてその計算式を出していただければというふうに思います。

それと、2点目でありましてけれども、先ほども言いましたし尿処理券不正処理問題に係る損害額任意弁済金が275万4,000円収入されております。これについては山下議員が一般質問でも取り上げましたけれども、その資料提出はできないというふうなことであったかと思っております。しかし、その裁判を傍聴しておりますと、

このし尿券の売上が毎年一番多いであろう7、8、9月、この一番多い時期にそういう横領事件が発生している。こういうことから考えても、当時の上司のチェック機能の不十分さ、このことを傍聴しておって、その当時の上司がいろいろな証言をされる中で痛感をしました。

そういう点で言いますと、行政処分はされたわけでありますけれども、今回の問題について、その当時の上司としてその管理責任を問われる立場にある方たちが具体的にどのように責任を感じてどのように対応したか、このことはしっかりと情報公開されなければ、今回の事件の一番大きな部分というのは明らかにならないというふうに思います。そういう点で、だれが幾らというふうなことは公表できないとすれば、その当時の管理者、監督の立場にあった人、その人たちの役職名でも結構ですから、その人たちの役職を少なくとも公表して、だれが責任をとったのか、だれが責任をとらなかったのか、この点については明らかにする必要があると思いますけれども、その点いかがでしょうか。

以上です。

○議長（岡田初雄君） 答弁を求めます。

まちづくり推進部長、伊藤次郎君。

○まちづくり推進部長（伊藤次郎君） それでは、私のほうから地域情報通信基盤整備事業に関しましてのお答えをしたいと思います。

議員の御指摘のとおり、市内におきましては、携帯電話会社によって、個々の携帯電話が通じにくい地域があるというふうなことは事実であります。携帯電話不感地域とはいずれの携帯電話も利用できない地域のことであり、合併前からこうした地域の解消のために、それぞれの事業者へ要望などを行ってきたところでございます。こうした中で、携帯電話基地整備にかかわる補助事業の活用であったり、地域情報通信基板整備事業により整備した光ケーブルの活用を各携帯事業者へ依頼してきたところであります。そして、市が整備した光ケーブルを活用した取り組みといたしまして、平成21年度にドコモ山崎町小茅野基地局とソフトバンク波賀町音水基地局が整備されたことで、結果として市内における自治会単位としての不感地域の解消が図られたものであります。

岡前議員が言われますように、携帯電話事業者大手3社のいずれもの携帯電話が使えることが理想であります。それぞれの事業者における経営方針等により、実現に至っておらないのが実情であります。それぞれ携帯電話事業者におけるサービス提供エリアにつきましては、各事業者が発行しておりますサービスエリア図で大ま

かな範囲が把握できますが、その詳細については把握してない現状であります。今後も機会があれば携帯電話事業者への働きかけを行っていきたいと考えておりますけれども、それぞれの利用者における実情がありますので、その実現はかなり難しいと考えております。

また、しーたん通信の加入の促進のほうでございますけれども、今定例会における實友議員からの一般質問にお答えしたとおりでございますが、自治会別の加入状況にかかわる資料の提供につきましては、今後の加入促進を図る上におきまして、協力をお願いしております自治会長さん等への影響を考慮いたしまして、提供することは控えさせていただきます。御理解をお願いしたいと思います。

WINKサービスの自治会別の加入状況の資料をというふうなことでございますけれども、自治会別の加入状況にかかわる資料を提供することは可能であると思っておりますけれども、WINKと調整をさせていただきたいなというふうに思います。

それから、地域情報通信基盤整備事業の当初段階におきまして説明させていただきました姫路ケーブルテレビの加入予定数は8,500から8,600というふうにいたしておりました。その後、地域情報通信基盤整備事業推進交付金による施設整備を進めるに当たりまして、国への申請内容といたしまして、テレビ加入計画数を1万541世帯、インターネット加入計画数を4,216世帯としたものでございます。常任委員会のほうで説明させていただきましたのは最初申し上げました加入予定数8,500から8,600というふうな数で当初委員会で説明をさせていただいておるといふような状況でございます。

次に、光ケーブルの必要性をいま一度説明をというふうなことでございます。地域情報通信基盤整備事業は、音声お知らせ放送、テレビサービス用の、放送用の光ファイバーとインターネットサービスの通信用光ファイバーの2本の光ファイバーを1本の引き込みケーブルとして各戸等に引き込むものでございます。山崎町の中心部では、個人アンテナによるテレビ地上デジタル波受信やN T Tの光通信サービスの利用が可能となっておりますけれども、放送用光ファイバーは市内均一に行政防災情報を伝達し、安全・安心のまちづくりを推進するための音声お知らせ放送を可能にするための基盤整備であり、一方、通信用光ファイバーは、双方向機能を使った市民サービスの向上と市民地域間交流の促進を図るための基盤施設として整備を行っておるものでございます。したがって、光ファイバーの整備につきましては、これらの複合的な目的と地域を限定して情報を伝達するなどの機能等を総合的に勘案する中で必要性をもって事業実施したものでありまして、御質問のありまし

た光ファイバーの必要性につきましては、整備当初と変わってはおられません。

次に、情報が配信できるコミュニティーFMを提案をされておられまして、採用をされていなかったと。山崎中心部では結果的に過剰投資というふうな御質問でございますけれども、山崎町中心部における加入状況の改善を含むしーたん通信の加入促進につきましては、先日の實友議員からの一般質問にもお答えいたしましたとおり、民間集合住宅のオーナーへの働きかけや自治会を通じての加入促進を図ることにより、加入者の増加に努めていく考えであります。なお、山崎中心部では、これまでしーたん通信と同様な放送設備がなく、自治会の連絡手段といたしまして、回覧板等による周知であったり、外部スピーカーによる放送が主なものとなっていたことから、初期の段階におきましては、その利便性についての御理解が十分ではなかったものと考えられます。

しかしながら、これまでの放送や先日の台風12号、15号の接近時における市からの緊急放送や自治会放送などによる利便性、機能性を地域の皆さんも実感されたというふうに思っております。その改善を図られているものと考えております。なお、光ケーブルの必要性につきましては、先ほど述べたとおりでございますけれども、コミュニティーFMについては現在自治会等が行っておられる地域を指定いたしましたページング放送への対応ができないこと、またスタジオ等の整備が別途必要になること等、法的な手続、近隣市町等の状況などから光ケーブルを選択し、議会の議決をいただきまして整備を行ったものでございます。

以上でございます。

○議長（岡田初雄君） 総務部長、清水弘和君。

○総務部長（清水弘和君） 私のほうからはし尿券関係の質問にお答えをしたいと思います。

まず1点目の、57ページの賠償金の446万4,626円の内訳でございますが、御質問の中にありましたとおり、元金の部分についてが、元金と言いますか、業務上横領したとされる額が350万2,400円、それと地方自治法第243条の2の規定によりまして、監査委員に賠償額の意見を求めております。その中で遅延損害金については請求すべきであるということで、それぞれ横領したとされる金額、日によりまして計算しました額が96万2,224円でございます。それぞれの計算は、また決算特別委員会のときに御説明したいというふうに思います。

それと、2点目につきましては、し尿券の不正処理関係で任意の275万4,000円、この額の内訳を公表すべきであるということにつきましては、先日の山下議員さん

の一般質問でもお答えをいたしましたように、この返済につきましてはあくまでも法的な根拠がなく、任意での弁済お願いを市長からされておるものでございまして、それぞれの方がそれぞれの立場でその金額を参考に判断された額でございしますので、公表は差し控えるべきだというふうに思っております。

また当時の、7月、8月、9月等の行政上の管理責任の問題でございしますが、このことにつきましては、し尿券の不適切処理に関する業務上の処分、それと管理監督の処分といたしまして、平成20年12月19日の時点で、部長、所長、副課長等6名に対しまして、減給から戒告まで行政上の明確な処分をいたしております。このことは公平委員会にも既に報告をしているところでございます。なお、新たな事実が発覚した場合には、監査委員からも意見をいただいております。市長のほうも事実が発覚した時点で処分はまた決定されるということで、現在のところはそれ以上のことは公表すべきでないというふうに思っております。

○議長（岡田初雄君） 14番、岡前治生議員。

○14番（岡前治生君） この地域情報通信基盤整備事業というのは、合併後大きな大事業の一つでありまして、先ほど言いましたように、30億円というふうな公費が使われました。それでその一つの大きな、この光ケーブルを利用するメリットとして携帯電話の不感地域というのが挙げられておりました。そういう中で、私の住んでいる地域も含めて、この携帯電話の不感地域の解消ということは大変、波賀町であるとか千種町、また一宮の北部等を含めて大変関心があった事業であったというふうに思っております。

それで、先ほども言いましたように、本当に携帯電話の不感地域の解消というのは、今、部長も言われましたけれども、大手3社の電話がどれもどこでも入るといふような状況をつくっていかねば本来の携帯電話の不感地域の解消にはならないと思うんですね。それで、合併後、当初やられておったような何億円というふうな鉄塔を建てて電波を受けるような、そういう事業をしなくても光ケーブルを利用することによって、余り大きな金額を出さなくても、そういう不感地域の解消ができるというふうに私は解釈をしておりました。そういうことで言いますと、あくまで業者が入ってくれないということではなくて、そういう業者が入ってくれない地域というのはなかなか採算がとれない地域であったりとか、そういうところが多いと思うんですね。そういうことから言いますと、やっぱり行政側が各地域の不感地域をちゃんと把握して、そしてやっぱりその携帯電話の業者がやってくれるのが一番いいわけでありましてけれども、場合によってはこちらから補助金も出して、そし

て不感地域の解消に努めるというふうなこともしていかなければ、せっかくその30億円もの投資が、その携帯電話一つとっても生きてこないんじゃないかなというふうに思います。

そういうことで、携帯電話会社任せではなしに、市として携帯電話がつながる方策を、ここまではお金を出すから業者としても頑張ってもらいたいというふうな、そういうふうな話をされるおつもりはないのか。そういうふうなことをしていかないと、やっぱりいつまでたっても不感地域は不感地域として、この電話の機種ではここは使えないというのが固定してしまうと思いますので、そういうことは考えられないのか。また、こないだの一般質問の中でも、観光立市という言葉が大変よく出てきましたけれども、都市部の方はほんとにいろんな携帯電話をお持ちになって、都市部ではその三つの携帯電話、どこでも利用できるわけですね。そういう方が都市部から宍粟市に見えられて、そしてこの携帯電話はアンテナが立たないとかいうふうなことでは、観光立市としての宍粟市として位置づけられるのかどうか、そういう意味での不感地域の解消ということも大変重要なことではないのかな、そういう意味で、公費をある程度投入することも必要なんじゃないかなというふうに思うわけでありましてけれども、その点はいかがでしょうか、再度お伺いいたします。

それと、なぜ自治会別の加入状況をということをお聞きするかと言いますと、やっぱりどの自治会がどうやということよりも、この間ずっと説明されている集合住宅が、ほんとに加入促進の伸びを抑える要因になっているのかどうか、そのことが一番知りたいわけですね。合併前の旧4町ともそうだったと思うんですけども、下水道の接続については、各自治会ごとに、処理場ごとに下水道の加入率がこんだけ伸びたというふうなことで、担当の委員会は毎月のように状況報告を受けておったというふうに思うんですけども、そういう点では今回のしーたん通信にしる、その他の姫路ケーブルテレビにしる、自治会別の加入状況というのは当然把握されておって当たり前のことですから、そういうことはしっかりと公表していただかなければ、その30億円の公費がどこにどう生きているのかということがわからないわけですから、明らかにしてもらいたい。資料を提出できないという理由がわかりませんので、お願いしたいと思います。

それとし尿券の損害額の任意の弁済金でありますけれども、総務部長おっしゃるとおり、あくまで法的な根拠がないものではありませんけれども、この任意の弁済については市長みずから最終的にはこういうことで幾らかでも賠償を求めていきたいというふうにおっしゃられた問題であります。それで今回のし尿券問題について

は北川容疑者の横領事件については裁判で一応決着したということになるわけですが、この間、私とこの議員団でも追求しているように、その他のし尿券の不正疑惑については全く明らかにされていないというのが実態で、今回の350万円はそこごく一部、一部というか、3分の1程度、ないし5分の1程度が明らかになったというだけで、その他、一番大きな部分についてはまだ明らかになっていないというのが実態なんですね。そういう中で、本当に当時の管理責任の立場にあった方たちがどういうふうな責任を感じておられてどう責任をとられたのか、このことはやっぱり市長がこういうふうな対応をとると言われたことから発生しているわけですから、その当時の役職名ぐらいは最低限やっぱり情報公開していただいて、やっぱりこういう状況の中で責任を感じておられたんだなというふうなことをわかるようにしていただかないと、行政処分はされたかもしれませんが、やっぱりそれだけでは不十分ではないかなというふうに思います。そういうことで言いましても、これほど情報公開ということが言われているわけですから、当然当時の役職にあった人がどう責任をとられたか、そのことは最低限明らかにする必要がある、公表すべき問題であると思いますが、その点、再度お伺いします。

○議長（岡田初雄君） まちづくり推進部長、伊藤次郎君。

○まちづくり推進部長（伊藤次郎君） 移動用の通信用鉄塔設備整備事業の件でございますけども、不感地域が全部なくなったというふうなことではございません。以前からこの事業に着手する前、いろいろ自治会であったり、それぞれ住民の方から非常に不便であると。ぜひそういったアンテナを上げてもらいたいというふうな要望がございました。その経過を見ますと、平成16年度から平成21年度にかけまして、38本の鉄塔が不感地域について建てられておるわけです。そのうち10本が補助事業によりまして実施をさせていただいておるところでございます。現在そういった自治会並びに市民の皆さん方からの、不感地域があって、そこで不便ではないというふうな、以前、そういった要望があったものが、ここ数年そういった要望がないというふうな状況がございます。そういったことから、この不感地域に対するこの事業については一応38本のうち10本をアンテナの鉄塔をつけさせていただいたというふうなことで、一応解消したのかなというふうなことでございます。先ほど岡前議員が言われました観光立市である中での携帯の位置づけというふうな部分のことも、後視野に入れながら考えさせていただきたいなというふうに考えております。

また2番目の自治会別の、いわゆる加入率というものなり、加入しておる数値を

出していただきたいというふうなことでございますけども、先ほど申し上げましたように、いろいろ接続についての推進につきまして、自治会長のほうへお世話になっております。そういう意味では非常に、それを公表するというふうなことが一面、その自治会への配慮というふうなものが一定必要かなというふうに考えておりますので、何とか小学校の校区内での接続率であったり、接続数であったりというふうな状況で御了承をいただきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（岡田初雄君） 総務部長、清水弘和君。

○総務部長（清水弘和君） 行政上の、公表すべきではないかという御質問でございますが、あくまでも市民委員会、平成22年10月30日にありましたし尿処理問題検討委員会からの調査報告書に基づいて市長のほうで判断をされ、いろいろな任意での依頼をされたものでございます。これはそれぞれの立場で責任というものを判断されて、今も任意で弁済された方もおりますし、いろいろと検討されてる方もあると思いますので、そのことについては今まで申したとおりでございます。

また、情報公開ということがございますが、半面、個人情報の保護というふうなことも非常に大切でございますが、個人情報の保護には配慮しつつ、情報公開はしていかなきゃいけないということで今のところ公開すべきでないということで御理解願いたいと思います。

○議長（岡田初雄君） 会議の途中でありますが、ここで暫時休憩をいたします。

午前11時まで休憩といたします。

午前10時47分休憩

---

午前11時00分再開

○議長（岡田初雄君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

質疑を続けます。

13番、山下由美議員。

○13番（山下由美君） 13番の山下です。

決算の質疑を7点にわたって行います。

まず一番初めに、にしはりま環境事務組合について、成果説明書の64ページです。

今、新しいごみの分別方法の説明が行われておりますが、その処理方法については明らかにされておられません。この施設には約77億円の建設費用がかかり、その運営費もごみの搬入量に応じて負担金が決まることになっております。資源ごみも細

かな分別により、今までよりも多量の資源ごみの運搬が必要となってまいります。資源ごみの運搬費を減らすためにも、リサイクル業の許可のある市内の業者に委託することを今から市の方針として事務組合に提言するべきではないでしょうか。

次、2番目に、防災センターの電気代について質問を行います。決算書の267ページです。

防災センターの電気代が年間590万円と1カ月当たり49万円となっております。市役所や3市民局の電気代が2,504万円で、山崎文化会館でも光熱水費は500万円であるということと比較しても多額であるということがわかります。なぜ防災センターの電気代はこのように高いのか、削減する方法はないのかお尋ねいたします。

続きまして、3番目に、外出支援サービスについてお尋ねいたします。成果説明書の87ページです。

このサービスはドア・ツー・ドアということで大変喜ばれておりますが、旧山崎町で実施されていたときから対象者が大幅に削減されたということは、今も納得できないままであります。もしもバスをデマンド交通にして、距離別料金体系ではなく、利用しやすい安い一律の料金にして、バス停方式ではなくドア・ツー・ドアで利用できる方法にすれば、もっと利用しやすいサービスになるのではないのでしょうか。この場合、当然高校生などが利用する朝晩はバス停方式で行うことが前提であります。

続きまして、4番目です。

検診事業について質問いたします。成果説明書の94ページ、96ページです。

特定検診、がん検診とも県の受診率との比較では大幅に上回っておりますが、旧町ごとで大きな開きがあると思います。特に山崎町は低いと思いますが、その対策はどのようになっておりますか。

続きまして、5番目に、消防本部職員の定数の増ということを質問いたします。決算書の254ページです。

消防本部職員は、国の消防力の基準から見たら、その定数は相当下回っております。そのために有給休暇などもとりにくい状況にあります。また、東日本大震災など、大きな災害が起こったときには現地派遣が要請されて、そのローテーションをこなしながら通常業務もこなすというようなことになってまいります。定数を抜本的に増員するとともに、大きな災害には消防職員OBにも応援してもらえような体制をつくるべきではないでしょうか。質問いたします。

続きまして、6番目に、国民健康保険会計へのルール分以外の一般会計の繰り入

れの継続で、国民健康保険税の引き下げをということについて質問いたします。

国民健康保険の加入者にとって、国民健康保険税は大変大きな負担となっていることは、現在共通の認識となっております。平成22年度は、宍粟市になって初めて、田路市長の英断で7,000万円の繰り入れが行われました。その結果、平成22年度は1億5,000万円の黒字となっております。この中に医療費の返還分は幾ら含まれているのですか。また、この繰り入れは今年度の国保会計も助けております。毎年度一定額の繰り入れを続ければ、高い国民健康保険税を引き下げることが可能です。来年度から毎年ルール分以外の一般会計からの繰り入れを継続して、国民健康保険税を引き下げるべきではないでしょうか。

続きまして、7番目に、介護保険会計について質問いたします。

平成22年度の決算末で、基金は約3億8,000万円となっております。平成23年度予算では、基金の繰り入れは約1億2,000万円あり、2億6,000万円の基金残額となっております。平成24年度から新しい3カ年計画が始まりますが、この財源を使えば介護保険料を引き下げることができるのではないのでしょうか。

以上、質問いたします。

○議長（岡田初雄君） 答弁を求めます。

市民生活部長、岸本年生君。

○市民生活部長（岸本年生君） 山下議員から市民生活部のほうに3点御質問いただいたかと思えます。ちょっと確認させていただきます。

最初に、にしはりま環境事務組合についての処理方法と、資源ごみの運搬費を減らすために市内業者に委託すべきではないかという提案と、防災センターの電気代がほかの施設から見て非常に多額であるこの理由と、削減する方法について。3点目に、国保税の引き下げについてですが、まず平成22年度の黒字になっております、次年度繰越金になっております1億5,000万円の内訳と、継続してルール外の一般会計からの繰り入れを質問されてる、この3点かと思えます。

まず1点目のにしはりま環境事務組合の処理方法についてでございますが、今現在、来年の4月に向けて各自治会にごみの分別・収集について説明に回らせていただいております。その中にはにしはりまの施設について説明もさせていただいてると思えますけれども、去年の4月、そしてことしの4月ですけれども、にしはりま環境事務組合の広報を全戸配布させていただいております。この広報の中に施設の概要とか処理方法、それが紹介されてると思えます。

2点目の資源ごみの運搬を減らすために市内の業者の方に委託するという一方で、

事務組合に提言すべきではないかという点でございますけども、平成18年ににしはりま環境事務組合、これができたときに構成市町のごみの排出量、これがどのぐらいかというところを調査しております。これに基づきまして、現在の施設が計画進められております。というようなことで、今、宍粟市として資源ごみだけを抜いて、あと可燃なり粗大だけを持っていくというのはにしはりま環境事務組合構成市町の中では少しルール違反になるかなという気がいたします。

それと、防災センターの電気代でございますが、確かに590万円と少し高いようでございますが、ただ防災センターにつきましては、通常防災に関する知識であるとか技能習得を目的に市民の方に利用していただいておりますし、また3階、4階、5階につきましては一般市民のコミュニティーの場であったり、福祉活動であったりというようなところで利用していただいております。大方年間を通しての利用をしていただいております。

そしてまた、1階部分では社会福祉協議会にも場所を提供させていただいておりますし、2階では山崎婦人共励会の方に喫茶部をお貸ししてるというようなことで、年間を通しての電気料が発生しているというところがございます。この電気代も年間の推移を見ますと、どうしても夏、冬の空調関係、これをいらうときに、どうしても使用料が高くなってるというところがございますので、電気代、こういった事情で高くなってるといふ御理解をいただきたいと思っております。

仕方がないというわけではありませんけども、削減方法としては、今やっておりますスーパークールビズとかウォームビズというようなことで、使われる皆さんに少し服装の面で御協力いただきたいなというふうに、今、働きかけをしておるところでございます。

最後に、平成22年度の国民健康保険の次年度繰越金1億5,000万円ほどあるんですが、この内訳というところがございますけども、まず国民健康保険制度の仕組みが通常のものとは少し違うところは、国保会計から共同事業拠出金ということで一応それを連合会のほうへ支払います。あと国・県がそれに足して一つの県の国保事業を運営していくというシステムをとっております。その中で、普通の一般会計の中であれば精算に伴う還付金等々があるんですが、この場合につきましては、あくまでもそういった交付金で入ってくるというところがありますので、還付金というのはこの中には含まれてございません。そういうことで、平成22年度の決算内容につきましては、そういった歳入が、交付金等が少し多く入ってきた、そしてまた歳出のほうでは療養費等が少しの、少しということもないですけども、予算的には残っ

たというところでの1億5,000万円、次年度繰り越しになっております。よろしく  
お願いいたします。

済みません、もう1点ございました。

国保税の引き下げのためにルール外の繰入金、これを継続的にしてはどうかとい  
う御質問でございました。確かに繰り入れすることによって国保税を負担してい  
ただく部分が軽減されることは間違いございません。しかしながら、国保に入ってお  
られない方、被保険者以外の方の税金を投入するということにもなります。ここら  
辺がひとつ理解がしてもらいにくい部分もございますし、それとやはり継続的にと  
言いますと、どうしても一般会計等々にも負担がかかってきますので、これは継続  
的にというよりも原則国保会計の中で賄っていくという前提を持っております。

以上でございます。

○議長（岡田初雄君） 健康福祉部長、杉尾 克君。

○健康福祉部長（杉尾 克君） それでは、私のほうから健康福祉部所管に関するこ  
とについてお答えしたいと思います。

最初に外出支援サービスの関係なんですけれども、旧山崎町時代から対象者が大  
幅に減になっているということなんですけれども、この外出支援サービス、合併後の2  
年間なんですけれども、平成17、18年度は旧町事業体系のままで実施し、平成19年  
度から対象者と利用料を統一しております。これにつきましては、住んでいる地域  
によってサービスの内容が違ってはいけないということからだと考えておりま  
す。

次に、特定検診、がん検診の受診率についてでございますが、議員御指摘のと  
おり、旧町で見ますと山崎町は低い状況でございます。特定検診の受診率を旧町ご  
とで見ますと、千種町が最も高く、ついで波賀町、一宮町、山崎町となっております。  
特定検診と同時に実施しておりますがん検診につきましても同様の傾向があ  
ります。受診率向上対策につきましては、特定検診の対象となります国民健康保険、  
被保険者の皆様が自分の健康づくりのための検診であることを認識され、特定検  
診の受診率向上につながるよう、検診の内容や場所、日時はもちろんのこと、きめ細  
かな案内をしていきたいと考えております。

また、特定検診の受診率向上が、同時に実施しておりますがん検診の受診率の向  
上につながるかと考えております。

次に、介護保険事業特別会計の関係で、第5期の介護保険料につきまして、介護  
保険事業基金を取り崩せば保険料を引き下げることができるかということにつきま

してですが、御案内のとおり介護保険料は給付する介護サービス給付費等を推計し、3年ごとに算定しております。この給付費の約20%、65歳以上の方、第1号被保険者の保険料で賄うこととなっております。

保険給付費の傾向ですけれども、平成21年度は31億7,220万円、前年度より2億3,865万円の増となっております。また、平成22年度は33億9,760万円、前年度より2億2,540万円の増となっております。

平成23年度におきましては、現在5カ月分支払っているわけなんですけれども、5カ月分で14億8,158万円、前年の同月比で7,258万円の増となっております。このような状況でございますので、介護保険事業基金は保険給付費が急増し、第1号被保険者保険料に不足が生じたときの財源に充てるため、積み立てておくことを考える必要があるかと思っております。

以上でございます。

○議長（岡田初雄君） 消防本部消防長、幸島幸博君。

○消防本部消防長（幸島幸博君） 議員の御質問のうち、災害時におけるOBの活用について、お答えをさせていただきます。

この御質問につきましては、9月8日に開催されました常任委員会におきましても同じ御指摘がございました。当消防本部におきましても東日本大震災に伴います緊急援助隊の派遣におきまして、大変苦勞した経験もございました。何とか消防OBの有効な活用ができないか、協議を重ねているところでございます。

しかしながら、議員も御存じのとおり、消防職員には強靱な体力と災害現場での的確な判断力が求められます。そのようなことを考えますと、消防OBと言えども、現場要員として活用するには多くの問題がございます。いずれにしましても、緊急時の人員不足の解消につきましては、広域化の問題もございますが、消防OBの活用を含め、もう少し時間をかけて慎重に検討したいと思っております。

以上でございます。

○議長（岡田初雄君） まちづくり推進部長、伊藤次郎君。

○まちづくり推進部長（伊藤次郎君） 外出支援サービスの御質問の中に、もしもバスをデマンド交通にしてというふうな御質問がございました。いわゆる公共交通の視点から、私のほうからお答え申し上げたいというふうに思います。

既存の路線を競合しないで運営することが、これ原則というふうなことです。ですから、競合しない地域に限る必要があります。そういった中でのドア・ツー・ドアのタクシー方式というふうになるのかなというふうに考えております。それはまさし

くタクシー事業というふうなことで、今、民間事業者が行う分野であるというふう  
に考えております。現時点では、タクシー方式をとった場合においても、その行く  
先は現行の防災センターが最寄りのバス停というふうなことになるなというふうに  
考えております。

以上です。

○議長（岡田初雄君） 13番、山下由美議員。

○13番（山下由美君） この3番の外出支援サービスについて2点、もう一度質問  
させていただきます。

まず1点目は旧山崎町で実施されていたときから対象者が大幅に削減されたとい  
う問題で、先ほどのお答えの中で、平成17年、平成18年はそのまま各町ごとに外出  
支援サービスが行われていて、それで平成19年に、対象者とか利用料金を統一する  
ために、住んでいる地域によってサービスの内容が違ってはいけけないので、現  
在の状況になったというふうに説明されたんですけども、旧山崎町時代につくら  
れた外出支援サービスは、ほんとにみんながこういった外出支援サービスをつくら  
てもらいたいということで署名活動によってでき上がったものなんです。今回、住  
んでいる地域によってサービスの内容が違ってはいけけないから統一したという  
ことなんですけれども、それだったら、より住民が望む方向での統一ということ  
はできないのかお尋ねいたします。

それから二つ目は、今、外出支援サービスは非常に対象者が削減されております  
けれども、皆さんに利用されております。それで、市の行事があるときとか急に体  
の調子が悪くなったときなんか、外出したいなと思って外出支援サービスを使いた  
いと思うんですけども、やはり使用するには厳しい審査があって、使いたくても  
使えないという御高齢の方もかなりおられます。そういうところから考えても、  
現在、この外出支援サービスというのが宍粟市の公共交通の役割も果たしている  
と思われま。私が思いますのは、健康福祉部とまちづくり推進部が一緒になって考  
えて、外出支援サービスのような宍粟市の公共交通を早くつくらなければならない  
のではないかと思うんですけども、この点についてはいかがでしょうか。

○議長（岡田初雄君） 健康福祉部長、杉尾 克君。

○健康福祉部長（杉尾 克君） 旧山崎町の制度が統一するために対象者等、大幅に  
削減されているということなんですけれども、この辺、ちょっと詳しいいきさつと  
言うんですか、その辺の事情をちょっと承知しておりませんので、現在の状況を少  
し説明させていただきたいと思います。

現在、利用状況なんですけれども、利用状況につきましても年々増加しております。平成22年度では2万2,664件という御利用をいただいております。また、これに伴います市の経費ですけれども、平成21年度で実際業者さんに支払った委託料とか補助金の額ですけれども、2,672万円、平成22年度で3,273万円、平成23年度ですけれども、当初予算で4,000万円計上しております、今回1,000万円の増額補正をいただき、5,000万円というような状況となっております。

外出支援サービスの利用者等、またないようなんですけれども、これ以上のことを考えると、市の経費が幾ら必要になってくるかなというような面もあり、今後、議員からも御指摘がありましたように、公共交通担当のほうとも協議しながら、見直し等、検討したいと思っております。

以上でございます。

- 議長（岡田初雄君） 山下議員の第2問につきましては、御提言、御意見のようでありますので、ここで質疑とは若干なじまないかなと思っておりますので答弁は求めない。御意見等につきましては当局に届いておるといふふうに認識をいたしておりますので、ありましたら進めてください。ありますか、次。よろしいですか。

それでは、続きまして、15番、山根 昇議員。

- 15番（山根 昇君） それでは、提案されております平成22年度の宍粟市の一般会計等につきまして、質疑を行います。

まず、成果説明書の17ページですけれども、諸収入のところと同和対策事業関連の貸付金の状況が報告をされております。これにつきまして、特に平成22年度の取り組み状況についてお尋ねをいたします。

それからまた、何年前に、私も本議会でこの同和対策事業関連の貸付金の元利収入等につきましては、やはりもう実態のないところもあるんじゃないかなというようなことも報告された経緯がございますので、そういった点で国の助成措置が今でもあるんじゃないかなというふうに思いますので、もう少し実態をよくつかんだ上で、整理等もしていく必要があるんじゃないかなと、その点について、お尋ねをいたします。また、詳細な資料等につきましては、決算特別委員会に提出されることを求めておきます。

それから、2点目は、成果説明書の33ページ、リサイクル資源集団回収事業や生ごみ減量化促進事業について、どんな成果があったのか。特にこうした生ごみの減量化等について、具体的にどのぐらいの減量化が生まれているのか。それからまた、資源集団回収事業について、いろいろと成果等について、お尋ねをするものでござ

います。

それから成果説明書の34ページです。宍粟材の利用促進やPRが実施されております。特にこの点につきまして、宍粟材の利用促進にどのようにつながったのか、見るべき成果があったのかどうか、お尋ねをいたします。

成果説明書の34ページでございます。子育て支援特別対策事業が実施をされております。特にこの間の本議会でのやりとりを見ましても、少子化、子どもが減っていくということが前提になっているんじゃないかなというように思います。子どもがふえる対策が必要ではないかなというように思いますけども、具体的に子どもがふえた状況があるのかどうか。また、どういう対策が講じられたのかどうか、お尋ねをするものであります。

成果説明書の35ページでございます。雨量観測施設設置に着手をされております。どんな活用方法、それから、またことしも台風12号、台風15号で、私ども宍粟市内も、また一宮市民局管内においても災害が発生をいたしております。こうした観測網の充実等につきまして、市民への公開等につきましても、どのような方法が検討されたのか、お尋ねをいたします。

続きまして、成果説明書の42ページでございます。地域公共交通についてでございます。これにつきましては、平成22年度は地域公共交通につきましては計画が作成をされ、平成23年度から実証実験が行われております。しかし、この平成22年度作成された地域公共交通の幹線を神姫バスに委託するというような方式では、この平成23年度の4月、5月度の実証実験の報告を見ても、十分うまく行ってないんじゃないかなというふうに思います。その点で、この平成22年度計画策定をされました実証実験等の内容につきまして、平成23年度の現状も踏まえて、今後の対応等についてどのようなことを考えておられるのか、また平成22年度の計画策定におきまして、どのような感想をお持ちなのか、お尋ねをいたします。

続きまして、成果説明書の52ページでございます。

職員の健康管理についてでございます。特に平成22年度、職員の病欠や病気等による休暇の取得状況等につきまして、どうなっているのかお尋ねをいたします。特に職員の病欠による休暇等がふえているというふうなことも耳にしますし、目にもしますので、その点について、平成22年度の状況について、お尋ねをするものであります。

それから、成果説明書の71ページでございます。子ども手当支給事業についてでございます。これは現行の民主党政権になりまして、選挙公約として平成22年度実

施がされております。しかしまた、これもこの10月からは民主・自民・公明3党の合意に基づいて、もとのような制度に戻るといふふうに言われております。特にこの平成22年度の子ども手当につきまして調べてみますと、子ども手当の財源のために年少扶養控除を廃止をいたしております。所得税につきましては、平成23年の1月から、住民税は平成24年6月から実施ということでございます。この年少控除の廃止によって、すなわち増税になるわけでありまして、子ども手当が支給されてる世帯で差し引き増税になるような世帯が平成22年度、生まれてないのかどうか、お尋ねをするものでございます。

それから成果説明書、85ページでございます。障害者の地域生活支援について、お尋ねをいたします。特に障害者の認定を受けておられる方々につきまして、いろいろと制度的な対策がとられております。しかし、まだ障害者の認定を受けるまでもない方で、脳梗塞などでリハビリをしている方々がございます。こうした人たちがなかなか、家庭に引きこもりになるというような実態もお聞きをいたしております。特にこうした家庭から、制度の認定から外れている方々で、もう少しこうした人たちが交流できる市独自の対策を講じてほしいというような要望もお聞きをいたしております。特に平成22年度の事業の中で障害者の認定を受けておられない方々の対応等について、検討されたのかどうか、お尋ねをいたします。

成果説明書の158ページであります。幼保連携保育事業について、特にこれ千種地域でございますけれども、保育所と幼稚園との連携により、基盤の強化が図られたというふうには成果説明書では言われております。しかし、国の動向を見ますと、幼保の一体化ということで国のほうの作業部会でもいろいろ検討されたそうでございますけれども、現在出されている部会の報告などを見ますと、現行の保育所や幼稚園を廃止する案が全国の幼稚園団体などの強い反発、こうしたことを受けて、結局、幼稚園側に妥協して、保育所は幼稚園と一体化させた総合施設に移行させる一方、幼稚園は幼稚園としてそのまま残れる仕組みが現在検討されてるといふふうには言われております。それから、また幼稚園側が経験のない乳児の保育に慎重姿勢を示しているため、総合施設には乳児の受け入れを義務づけ、ゼロ、2歳児対象の保育所は保育所として残すことになったとか。それから、あるいはまた当初は施設だけではなくて、幼稚園教育要領と保育所保育指針、これは文部科学省と厚生労働省の二つの分野で示されておりますけれども、これを一本化するはずということで、当初作業部会で検討されたそうでございますけれども、これも一本化されずに別々に教育要領、それから保育所指針が残るといふふうには言われております。

こうした点で、平成22年度、基盤が強化されたと言われておりますけれども、宍粟市のほうはこうした国の動向、全国的な状況も踏まえずに幼保一体化の推進にちょっと邁進されているんじゃないかなというふうに思います。特に千種地域からでも、これは平成23年度になってからですけれども、請願の署名なども出されておられますけれども、もう少し柔軟な対応等が今後検討されることが必要ではないかなというふうに思いますけれども、平成22年度はそうした点で、基盤の強化ということが言われておりますけれども、本当に基盤が強化されたのかどうか、お尋ねをするものであります。

以上であります。

○議長（岡田初雄君） 答弁を求めます。

市民生活部長、岸本年生君。

○市民生活部長（岸本年生君） 山根議員から3点、市民生活部のほうに質問をいただいております。最初に成果説明書の17ページの生業資金、それから住宅改修資金等の貸付金の状況でありますけれども、17ページの成果説明にもありますように、かなりの滞納額が目立っております。毎月納付書、督促もやっておりますけれども、滞納の部分につきましては直接面談させていただいて、分納等、払える方法で話を進めさせていただいております。御理解いただきたいと思っております。

2点目のリサイクル資源回収事業と生ごみ減量化促進事業の成果についてでございますが、まずリサイクルの資源集団回収事業、これにつきましては、子ども会とかPTAでやっていただいております。これは数字的に平成22年度、1,365トンという資源ごみを集団回収していただいております。もう1点の生ごみ減量化促進事業、これにつきましては、量的にはどのぐらいということは申し上げられませんが、ただ、平成22年度、生ごみ処理機を購入していただいた方が36人いらっしゃいます。少なくとも36人の方は生ごみを処理機で処理されてると。大変にやっていただいているんじゃないかというふうに思っております。平成20年から、平成21年、平成22年と、ここ3年の間に生ごみ処理機を購入された方が130名ほどいらっしゃいます。少なくとも購入された以上は、やはり家のほうで活用していただいているものと思っております。美化センターのほうでは年間200トンほどのごみが毎年減量になっただけですけれども、その中にこういった方も、ごみも入っているのかなというふうに考えております。

それと、雨量の観測施設の関係でございますが、現在、雨量計が設置してありますのは本流が主でございます。支流関係についてはされておられません。このたび平

成22年度でやる予定で予算化しておりましたけども、国とのやりとり等々で繰り越しになっております。平成23年度でやる予定はしておりますけども、まだ国との調整ができてないということで着手できておりません。これができた段階では、本流、支流合わせて降雨状況がつかめていく、そういった中で市内全体が点ではなく、面的に雨量状況が把握できるだろうというふうに考えております。これは宍粟市だけがこれを利用するのではなくて、インターネットを通じて市民の方に見ていただくとか、またしーたん放送等々を通じて、また市民の方にも聞いていただくというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（岡田初雄君） 産業部長、平野安雄君。

○産業部長（平野安雄君） それでは、成果説明書113ページ、宍粟材の利用促進事業とその成果についてのお尋ねでございますので、お答えをさせていただきたいというふうに思います。

御案内のとおり、林業振興について、安定的な自給体制の確立は不可欠でございます。そのような中で、先ほどお尋ねの特に川下、需要の拡大については市としても近々の課題ということで取り組んでおるところでございます。伐採現場から製材所、モデルハウスの一連を通じての森の見学ツアーを初め、それぞれ宍粟材の利用促進を図ってきたところでございます。

具体的には、旧町から行ってます森の見学ツアーにつきましては、昨年末までに年間2回で26回開催をしております。約1,400の方が参加をされておまして、その人たちのアンケート調査によりましたら、市外も含めまして、約80の方が宍粟材を使った住宅を建設をされておるところでございます。あわせまして、平成23年、本年度から行ってます新規事業であります宍粟材を使った家づくり支援事業についても、現在、5件の新築、リフォームについて1件の申請がなされているというようところでございます。

その他、民間の企業等も考えておるわけでございますが、宍粟材のPR事業を通じまして、スギ、ヒノキ等の圧縮材や、不燃木材などの宍粟の技術を生かした付加価値の高い床のフローリング材ですとか天板等の製品開発が進んできたところというふうに認識をしております。特に圧縮材につきましては、全国の各都道府県からの問い合わせも多くありまして、他府県での公共施設での利用もされているという状況でございます。

以上、宍粟市においても公共施設の木造木質化の推進もあわせまして、引き続き、

地道になるかと思いますが、宍粟材の利用促進、川下の需要拡大について、取り組んでいきたいというふうに考えてます。

以上でございます。

○議長（岡田初雄君） 健康福祉部長、杉尾 克君。

○健康福祉部長（杉尾 克君） それでは、まず最初に少子化対策関係の、子どもがふえる対策が必要ではないかということですが、このことにつきましては、やはり出生数の低下が大きな原因であろうかと考えております。やはり未婚化、晩婚化というようなことが言われておまして、兵庫県下の状況なんですけれども、結婚年齢、5歳階級で見えますと、男性の場合、25歳から29歳が最も多く、ついで30歳から34歳、3番目には20歳から24歳となっております。女性につきましても同様の傾向でして、宍粟市も同じ状況にあります。このように結婚する年齢が遅くなりますと、やはり出生数、子どもの数なんですけれども、第1子だけで終わるのか、それとも第2子も生まれてくるのかといったことにつながってこようかと思えます。対策としましては、できる限り結婚年齢が下がると言うんですか、早く結婚していただき、子どももたくさん産んでいただき、そして安心して子どもを育てることができる環境づくり、こういったことが必要ではないかと考えております。

また、市の少子化対策の関係なんですけれども、現在、平成22年度の状況を分析しております。結果が出ますと少子化対策本部会議等で議論をいただき、有効な手段がないか検討をいただきたいと考えております。

次に、年少者扶養控除の関係なんですけれども、議員御指摘のとおり、個人住民税につきましては16歳未満について廃止され、また16歳以上、19歳未満につきましては、上乘せ部分の廃止ということが打ち出されており、住民税につきましては平成24年度分以降の個人住民税について、また所得税につきましては平成23年度分以降、該当になると認識しております。この年少扶養控除の廃止によって、手当の額と税の伸び、この差がマイナスになっていないかなというような御質問だろうかと思います。健康福祉部ではこの状況を把握することは無理なように思われます。

次に、障害者手帳の交付を受けておられない脳梗塞などでリハビリをされている方の交流ということで、市独自の対策ができないかなということなんですけれども、このことにつきましては県内各市町の動向等を見ながら、今後検討したいと考えております。

以上でございます。

○議長（岡田初雄君） まちづくり推進部長、伊藤次郎君。

○まちづくり推進部長（伊藤次郎君） それでは、地域公共交通の関連の実証実験の中間的なまとめというふうなことでございます。

平成22年度に地域公共交通の総合連携計画を地域公共交通活性化協議会の中で策定をいただきました。それに基づきまして、平成23年度4月から波賀のミニバスの増便でありましたり、思いやり号の路線の充実をさせていただいたり、もしもバスの総合病院までの経由といった形で停留所等の増設を行っております。また、その中でも波賀千種線のバス運行に御質問がありましたように、この部分が一番大きなことかなというふうに考えております。

波賀千種線の実績としましては、1便当たりの平均人数は0.78人というふうに4月から8月までの平均をとりますと、そういうふうな人数になっております。目標としております1便当たり2人というふうな人数を下回っておる状況でございます。今後、こういった実証実験の中で今後どうあるべきかというふうなことも公共交通の活性化協議会で御検討いただきまして、実証実験にまた変更を加えて、アレンジしていくというふうな形で臨んでいきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（岡田初雄君） 総務部長、清水弘和君。

○総務部長（清水弘和君） 職員の健康管理について、病欠や休暇取得状況について、御説明を申し上げます。

まず、病気休暇でございますが、3日の短期から3カ月の長期にわたりまして、延べ25名の者が取得をいたしております。内訳につきましては、けががほとんどでございまして、精神的、いわゆるメンタル面は1名でございます。

次に、病気休暇の取得期間が過ぎまして休職となっている者が3名ございまして、うち1名については、精神的な内容でございます。2名は身体的要因でございます。

最後に、年休の取得状況でございますが、全職員平均で9.2日取得をいたしております。

以上です。

○議長（岡田初雄君） 教育委員会教育部長、福元晶三君。

○教育委員会教育部長（福元晶三君） 成果説明書の158ページの関係で、幼保連携事業であります。御案内のとおり、千種幼稚園と千種杉の子保育園の幼保連携事業でありまして、平成21年度から実施しておるものであります。前段、国の動向で云々というお話がありましたので、このことにつきましては、一般質問の中でも少し答弁があったかなと思うわけですが、簡単に申し上げますと、政府はこの

平成23年7月に中間報告をまとめておりますが、その内容は幼稚園の教育機能と保育所の保育機能、これをあわせ持つ総合施設、これは仮称であります、その創設を柱としたものでありまして、一部には幼稚園、あるいは乳児保育所等、存続はありますと、こういうものであります。その中で、財政措置を講じることで、総合施設への移行を促そうと、こういったものでありまして、最終的には幼保一体化を目指した新たなシステムと考えております。それぞれ想定される課題についてはいろいろ検討されておるようではありますが、その動向を見守っていききたいと、このように考えております。

そういった意味において、平成22年度の成果を含めてどうかと、こういうことでありますが、この幼保連携事業につきましては、主に合同保育事業と研修事業、この主に柱を二つにしておりますが、その成果であります、なかなか数値化するというのは非常に難しいところではありますが、まず、合同保育事業であります、昨年4回実施をしております。それらを通じて、幼稚園教諭や、あるいは保育園の保育士の子どもへのかかわりだったり、また同世代の子ども同士のかかわり、それぞれを振り返ることによって現場での幼児教育、保育のあり方、こういったものを研究していただいております。

また、子ども同士が1カ所で集団を形成する、こういった中で同じ教育や保育を受ける環境ができていること、このことについても今、打ち出しております認定子ども園開設に向けて、その環境ができつつあると、あるいはその基礎ができると、このように評価をしておるところであります。

もう一つの研修事業であります、これは先生方の交流研修でありまして、公開保育でありますとか、講師による研修等々、7回実施をさせていただいております、先生方のスキルアップにつながったと、このように考えております。

以上であります。

○議長（岡田初雄君） これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております第39号議案から第51号議案までの13議案については、委員会条例第6条第1項及び第2項の規定により、9人の委員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、閉会中の継続審査にしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 御異議なしと認めます。

よって、さよう決めます。

続いて、ただいま設置されました決算特別委員会委員の選任を行います。

委員会条例第8条第1項の規定により、議長より指名いたします。

決算特別委員会委員に、2番、寄川靖宏議員、4番、秋田裕三議員、6番、福嶋斉議員、7番、伊藤一郎議員、9番、藤原正憲議員、10番、大倉澄子議員、11番、實友 勉議員、14番、岡前治生議員、18番、西本 諭議員。以上、9名を指名したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(岡田初雄君) 御異議なしと認めます。

ただいま指名いたしました9名を決算特別委員会委員に選任することに決しました。

本会議終了後に委員会を開会し、決算特別委員長、副委員長の選任をお願いいたします。閉会中の委員会審査、よろしくお願い申し上げます。

日程第4 所管事務等調査について

○議長(岡田初雄君) 日程第4、所管事務等調査についてを議題といたします。

所管事務等調査につきましては、各委員長よりお手元に配付しております一覧表のとおり、閉会中の継続審査にしたい旨の申し出がそれぞれありました。

お諮りします。

各委員長の申し出のとおり、それぞれ閉会中の継続審査に付することに決して御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(岡田初雄君) 御異議なしと認めます。

所管事務等調査につきましては、閉会中の継続審査に付することに決しました。

以上で、本日の日程は終了しました。

お諮りします。

今期定例会に付議されました案件はすべて議了いたしましたので、閉会いたしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(岡田初雄君) 御異議なしと認めます。

よって、第43回宍粟市議会定例会は、これをもって閉会といたします。大変どうも、長きにわたりまして、御苦勞さまでございました。

第43回宍粟市議会定例会の閉会に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

議員各位には御健勝にて最終日まで終始御熱心に御審議賜り、厚くお礼申し上げます。また、市長を初め当局におかれましても、常に誠実に議員の質疑、協議に真剣に御議論いただきましたこと、宍粟市発展のため大変喜ばしいことだと存じ上げます。

さて、庭先の片隅に無造作にキクの花が植えてあります。特別に世話するわけでもない、涼風に少しばかりの冷たさを感じますと、そのときを待っていたかのように小さな花芽をつけています。与えられました命をどんな環境の中にあってもはぐくんでいこうとする、同じこの星の仲間のその誠実さに心を打たれます。

キクの花は御案内のように、花びらの一つ一つに雄しべや雌しべがあり、花びらはまた完成された一つの花でもあります。花が寄り添うて、大輪のキクの花となります。小さくとも同じように花が寄り添うて、また一輪の花となります。いずれも見る者に感嘆の思いを与えてくれます。私ども、花に例えるにはおこがましい気がいたしますが、とりもなおさず宍粟市の花であります市民の皆様はもちろん、当局の皆様ともども、私どももまたそのお仲間に入れていただき、そうしながら寄り添うて、進むべき道をたがえることなく歩みたいものであります。足をとめ、目にとまり、感嘆の声が聞こえてくるような大輪の宍粟市であればと願っています。

さて、今定例会には、何と申しましても千種町の幼保一元化に対する請願が、多くの傍聴者を集めながら、宍粟市議会が初めてとなる参考人の意見を拝聴するという注目の議論となりました。請願者の皆様の思いを重く受けとめながらも、結果は御案内のとおり、請願の趣旨に反するものでありました。少子高齢化がきわまろうとする今日、市当局、教育委員会が進めようとする幼保一元化と学校規模適正化の計画は、現段階で子どもたちの将来を保証しようとする、できる限りの選択であると確信しながら、計画に沿って議論を重ねられてまいりました。

いつものことではありますが、おおむね賛成であった総論が各論に移るとき、さまざまな思いが、議論が出てまいるものでございます。もちろん、まだまだより理解を得るための議論は続くものと思っています。したがいまして、さらに全身全霊を傾けられ、その説明とこれに対する御意見を拝聴され、相互理解が得られますよう努められることを心から望むところであります。

このほかにも条例の改正や補正予算など、重要案件が審議され、いずれも妥当な結論に至ったことは、行政執行上、大変喜ばしいことと存じ上げます。

最後になりますが、議会基本条例の制定により、もうすぐ議会報告会を市内8会

場で開催いたします。決算特別委員会とあわせ、議員各位の御努力が不可欠でありますので、さらなる御協力をお願い申し上げます。季節の変わり目、お体を御自愛いただくことをお願い申し上げ、ますますの御精励をお祈り、閉会のあいさついたします。どうも長い間ありがとうございました。

○市長（田路 勝君） 第43回宍粟市議会定例会の閉会に当たり、一言、お礼なり、ごあいさつを申し上げます。

ここ最近、秋らしい好天が続いていますが、先般の台風12号、並びに15号の接近時には、市民の皆さんにおかれましても大変不安な時間を過ごされたと思います。

幸いにも市内においては大きな災害等の発生はありませんでしたが、奈良県や和歌山県を初め、全国各地においては甚大な被害が発生しており、避難生活の長期化も心配される状況となっております。

被災された皆さんに、改めてお見舞いを申し上げますとともに、早期の復旧・復興をお祈りする次第であります。

9月も過ぎようとしておりますが、記録づくめとなりました今年の暑さには及ばないものの、大変暑かったことしの夏でございましたが、大分過ごしやすくなってまいりました。特にことしは電力供給量不足が懸念される中で、電力会社からの節電の要請、呼びかけもあり、市民の皆さんにおいても何かと御苦勞された方も多かったと思っております。

市役所といたしましても、庁舎内の一部消灯やエアコン稼働時間の短縮、グリーンカーテンの設置、エコ通勤など、CO<sub>2</sub>の排出削減も含めて取り組みを行ったところであります。来庁される市民の皆さんにも大変な御協力をいただく中で、私たちが含めてこの夏の節電の経験は、生活に少し不便を感じつつも、節電についてはさまざまな工夫を試す中で、多くの学びや気づきが生まれたのではないかと考えております。また、この節電の取り組みを通じて、二酸化炭素の排出削減を初め、宍粟市が掲げる資源循環型社会の構築に向けた意識の高揚にもつながったのではないかと考えております。

さて、9月5日に開会された第43回宍粟市議会定例会も岡田議長、岡崎副議長を初め、議員各位の御精励により今定例会の最終日を迎えることができましたことにつきましては、厚くお礼を申し上げます。

本定例会におきましては、平成23年度宍粟市一般会計の補正予算案件を初めとする上程議案に対しまして、慎重に御審議をいただき、適切な議決をいただきました。また、平成22年度宍粟市歳入歳出決算につきましても、今後、決算特別委員会にて

御審議をいただきますことについて、重ねてお願いとお礼を申し上げます。

なお、懸案となっておりました平成24年1月からの簡易水道料金及び下水道使用料の改定に伴う高齢者等への助成制度については、所管の委員会で協議をいただいたところではありますが、今後は市広報誌、あるいは行政懇談会などあらゆる機会を通じてその内容を市民の皆さんにもお知らせをしてみたいと考えております。

また、簡易水道につきましては加入・利用の推進、下水道につきましては適正利用の推進など、それぞれ事業の適性運用に向けた取り組みに、なお一層努めてまいり所存でありますので、皆さんにおかれましても御協力をお願いいたします。

さて、18日から25日には、多くの小学校や幼稚園で運動会が催されました。私も千種北小学校と千種南小学校にお伺いをし、それぞれの運動会を参観させていただきました。学校最後の運動会となった千種北小学校では、地域の方々を初め、卒業生にも参集の声がかけられたとのことで、大変な盛り上がりとなっております。開会前から最後のプログラム終了まで、真剣なまなざしで演技などにかかわる児童たちに感銘を受けるとともに、地域を挙げての精いっぱい応援など、感慨ひとしおの運動会でありました。また、千種南小学校の運動会は児童数が多く、多彩な演技プログラムが進行されるなど、児童・保護者・参観者にとって、それぞれが楽しい運動会となっていました。

しかしながら、この二つの運動会を参観し、改めて、宍粟の未来を託す子どもたちのためには、学校の規模の適正化や幼保一元化の取り組みなど、避けて通れない課題であるという認識をいたしたところでもございます。事業推進に伴う地域の思いがどこにあるのかしんしゃくをしながら、宍粟の子どもたちの未来のために、全力で、実現に向けて努力をしてみたいと考えているところであります。議員の皆さんにも御理解と御協力をお願いいたします。

終わりになりましたが、季節の変わり目、議員の皆さんの御健勝をお祈りするとともに、今後とも、宍粟市発展に向けて、より一層の御尽力と、市政に対する御理解と御支援、御協力をお願いし、閉会に当たりまして、ごあいさつとさせていただきます。長い間ありがとうございました。

(午後 0時03分 閉会)

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

宍粟市議会議長 岡 田 初 雄

宍粟市議会議員 木 藤 幹 雄

宍粟市議会議員 秋 田 裕 三